

令和元年9月第2回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 令和元年9月30日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	鵜 澤 広 司
総 務 部 長		大 木 俊 行
総務部参事 (事) 財政課長		會 嶋 禎 人

市 民 部 長	和 田 文 夫
経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	江 澤 利 典
会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齢 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	海 保 直 之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代
教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅 澤 孝 行
-----------	---------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	内 海 洋 和
----------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
-------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	水 村 幸 男
副 主 幹	中 嶋 敏 江

主 査 須賀澤 勲
主 査 嘉 瀬 順 子
主 査 補 吉 井 博 貴
主 任 主 事 村 山 のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

令和元年9月30日（月）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙
- 日程第4 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙
- 日程第6 特別委員会の設置の件
- 日程第7 特別委員会の閉会中継続調査の件
- 日程第8 議案の上程
 - 議案第1号から議案第17号
 - 提案理由の説明
 - 議案第17号
 - 質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決
 - 議案第4号、議案第15号、議案第16号
 - 質疑、委員会付託省略、討論、採決
- 日程第9 休会の件

○議長（鈴木広美君）

それでは、会議をはじめます。

台風15号によりまして、多くの被害が八街市においてもございました。いまだ復興、復旧の途中ではございますけれども、被害を受けられた方には心よりお見舞いを申し上げます。

また、復興途中ということではありますけれども、皆様のご協力のもと、定例会の方を進めていきたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日、令和元年9月第2回八街市議会定例会はここに開催される運びとなりました。

この定例会は市長から議案17件が提出されることになっております。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いして開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまから令和元年9月第2回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20名ですので、したがってこの定例会は成立をいたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者はお手元に配付のとおりです。

次に、9月19日までに受理した陳情3件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から5月、6月、7月及び8月予算執行分に係る例月出納検査報告書及び各会計の決算審査意見書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告6件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、新見準議員、小向繁展議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

この件については議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○小菅耕二君

令和元年9月定例会の会期等を協議するため、去る9月20日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

9月定例会に上程される案件は、議案17件であります。次に、一般質問の通告が代表3人、個人1人からありました。

以上の案件を審議するため、9月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から11月1日までの33日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（鈴木広美君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から11月1日までの33日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。会期は33日間に決定をいたしました。

日程第3、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

以下、組合議員の選挙と略称します。

これより組合議員の選挙を行います。規約により、当市の議会議員の中から選挙する組合議員は3名です。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

それでは、組合議員に加藤弘議員、木村利晴議員、角麻子議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した加藤弘議員、木村利晴議員、角麻子議員を組合議員の当選人と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました3名が組合議員に当選されました。

ただいま組合議員に当選されました加藤弘議員、木村利晴議員、角麻子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知をいたします。

日程第4、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

以下、広域連合議員の選挙と略称をいたします。

これより、広域連合議員の選挙を行います。規約により当市の議会議員の中から選挙する広域連合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

広域連合議員に山田雅士議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した山田雅士議員を広域連合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました山田雅士議員が広域連合議員に当選をされました。

ただいま広域連合議員に当選されました山田雅士議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、広域連合議員の選挙の当選人と告知をいたします。

日程第5、印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

以下、組合議員の選挙と略称いたします。

これより組合議員の選挙を行います。規約により、当市の議会議員の中から選挙する組合議員は2名です。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

組合議員に丸山わき子議員、山口孝弘議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した丸山わき子議員、山口孝弘議員を組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました2名が組合議員に当選をされました。

ただいま組合議員に当選をされました丸山わき子議員、山口孝弘議員が議場におられますの

で、会議規則第32条の第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知をいたします。
日程第6、特別委員会の設置の件を議題といたします。

本市議会での活動状況について、市議会だよりの企画、編集、発行及びインターネット放送に従って、一層の情報公開を進めて広く市民の意見を求め、議会への理解と関心を高めることが必要です。

お諮りします。市議会だよりの発行に関する事項及び市民への情報公開を進めるための調査研究に関する事項を調査するため、9人の委員で構成する広聴広報特別委員会を設置したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

ただいま設置されました広聴広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名をいたします。

京増藤江議員、小高良則議員、木村利晴議員、角麻子議員、小澤孝延議員、山田雅士議員、小川喜敬議員、新見準議員、栗林澄恵議員、以上の9名を指名いたします。

次に、2元代表制の一翼を担う議会は、市の政策等の決定機関としての機能や執行機関の監視、評価する機能の充実、政策立案能力の向上とともに市民への説明責任など、開かれた議会の確率を図ることが求められております。

お諮りします。議会基本条例の制定に関する事項及び市民に信頼される議会の確立を図るための調査研究に関する事項を調査するため、9人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名をいたします。

丸山わき子議員、山口孝弘議員、林修三議員、石井孝昭議員、小澤孝延議員、小川喜敬議員、新見準議員、木内文雄議員、小向繁展議員、以上の9人を指名いたします。

これからしばらく休憩をして、広聴広報特別委員会及び議会改革特別委員会を開き、正・副委員長の互選をお願いいたします。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。

最初に広聴広報特別委員会、次に議会改革特別委員会を開催しますので、委員の皆様は第2会議室にお集まりください。特別委員会終了後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

しばらく休憩といたします。

(休憩 午前10時12分)

(再開 午前10時42分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開をいたします。

特別委員会の正・副委員長が決定いたしましたのでご報告いたします。

広聴広報特別委員会委員長に小澤孝延議員、同副委員長に山田雅士議員。

議会改革特別委員会委員長に山口孝弘議員、同副委員長に石井孝昭議員。

以上のとおり、決定をいたしました。

日程第7、特別委員会の閉会中継続調査の件を議題いたします。

広聴広報特別委員長及び議会改革特別委員長から会議規則第111条の規定により、配付してあります申出書のとおり閉会中継続調査の申し出がありました。

お諮りします。最初に、広聴広報特別委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

次に、議会改革特別委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第8、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第17号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第17号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに令和元年9月第2回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご参集いただき誠にありがたく御礼申し上げます。

まず、先の台風15号により被害に遭われた皆様方に対して、心よりお見舞い申し上げる次第でございます。現在、災害に係る応急対応は終息に向かいつつありますが、この間、冷静に対処してくださった市民の皆様はもとより、自らも被害を受けているにもかかわらず、地域住民の安否確認、被災者等に対する物資の配付、行政と地域をつなぐ役割など区長をはじめとした区役員、消防団、市議会議員の皆様、災害発生とともに駆け付けてくださった多く

のボランティアの皆様、自衛隊の皆様、各種団体の皆様にさまざまなご協力をいただきましたことに心から感謝申し上げる次第でございます。

現在、被害の詳細調査とその支援策に移行しているところで、特に本市の基幹産業である農業については、甚大な被害が発生いたしました。これを受けまして、9月12日には県へ被災農家への支援要望と、19日には千葉県市長会の一員として国に対し、今回の災害を激甚災害として指定すること、市民生活及び経済活動に多大な影響を及ぼした特殊性に鑑み、国による特段の措置を講じることについて要望してきたところでございます。今後も千葉県等と連携しつつ、被災者に対する速やかな支援に努力してまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事案件1件、条例の改正5件、令和元年度八街市一般会計補正予算2件、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算、令和元年度八街市水道事業会計補正予算、平成30年度各会計決算の認定の合計17議案でございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第1号は、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、住民票等の旧氏併記及び外国人氏名の片仮名表記等について所要の改正をしようとするものでございます。

議案第2号は、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、JR榎戸駅東口整備により、新たに自転車駐車場を整備することについて所要の改正をしようとするものでございます。

議案第3号は、八街市給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、水道法の一部改正に伴い指定給水装置工事事業者に対する5年ごとの更新制度の導入等について所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、令和元年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に975万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を219億6千10万円とするものでございます。歳入につきましては、地方特例交付金として、子ども・子育て支援臨時交付金260万8千円の増、国庫支出金として子ども・子育て支援交付金等の増及び幼稚園就園奨励費補助金の減により454万4千円の増、県支出金として子ども・子育て支援交付金等の増及び幼稚園就園奨励費補助金の減により260万4千円の増でございます。歳出につきましては、民生費として、子育てのための施設等利用給付事業費の計上により509万1千円の増、教育費として、子育てのための施設等利用給付事業費の計上、それに伴う私立幼稚園就園奨励費補助事業費の減額により466万5千円の増となっております。債務負担行為の補正につきましては、物品等の賃借に関するもの2件の追加をするものでございます。

議案第5号は、令和元年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、令和元年度八街市一般会計補正予算（第4号）の議決後の見込額から8千337万4千円を

減額し、歳入歳出予算の総額を218億7千672万6千円とするものでございます。歳入につきましては、地方特例交付金として、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除などの減収補填特例交付金額の決定、子ども・子育て支援臨時交付金の減額により923万3千円の減、地方交付税として、普通交付税の交付額の決定により2億428万円の増、分担金及び負担金として幼児教育無償化に伴う財源の精査により831万6千円の増、国庫支出金として児童館整備に伴う次世代育成支援対策施設整備交付金、子育て世代包括支援センターの開設に伴う子ども・子育て支援交付金の計上により1千149万9千円の増、県支出金として、子育て世代包括支援センターの開設に伴う子ども・子育て支援交付金の計上、園芸生産拡大支援事業補助金の減により793万2千円の減、繰入金として、介護保険特別会計繰入金の計上及び財政調整基金繰入金の減により2億2千796万4千円の減、諸収入として、介護予防支援事業費収入の増、幼児教育無償化に伴う市立幼稚園給食費免除分の減により36万円の増、市債として、臨時財政対策債の増、庁舎耐震整備事業に伴う総務債及び児童館整備事業に伴う民生債の減により、6千270万円の減となっております。歳出につきましては、議会費として、人事異動等に伴う人件費の組み替え等により326万3千円の増、総務費として、公共施設等整備基金積立金の計上、人事異動等に伴う人件費の組み替え等により4千705万円の減、民生費として、子育て世代包括支援センターの開設に要する経費等の計上、人事異動等に伴う人件費の組み替え等により1千408万2千円の減、衛生費として、事業費の確定に伴う減額や人事異動等に伴う人件費の組み替え等により3千575万5千円の減、農林水産業費として、人事異動等に伴う人件費の組み替え等により153万7千円の減、商工費として、八街市中小企業資金融資の債務履行困難案件に対する保証補填及び賠償金として51万6千円の増、土木費として危険ブロック除去に対する補助金や道路整備事業費など1千428万4千円の増、消防費として、事業費確定により30万円の減、教育費として、事業費確定に伴う減額などにより271万3千円の減となっております。債務負担行為の補正につきましては、業務委託等に関するもの3件を追加するものでございます。

議案第6号は、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に1億351万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億9千897万8千円とするものでございます。歳入につきましては、支払基金交付金355万4千円の増、県支出金755万1千円の減、諸収入153万3千円の増、繰越金1億598万3千円の増となっております。歳出につきましては、総務費935万1千円の減、地域支援事業費30万4千円の減、基金積立金3千861万2千円の増、諸支出金7千456万2千円の増となっております。債務負担行為の補正につきましては、物品等の賃借に関するもの1件を追加するものでございます。

議案第7号は、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に299万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億5千474万6千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金755万円の減、繰越金4

24万4千円の増、市債630万円の増でございます。歳出につきましては、下水道事業費299万4千円を追加するものでございます。

議案第8号は、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的支出につきましては既定の予算に96万円を追加し、総額を10億6千222万円とするものでございます。資本的支出につきましては、既定の予算から88万円を減額し、総額を3億3千447万4千円とするものです。

議案第9号は、平成30年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本決算は、歳入決算額221億1千997万3千955円、歳出決算額214億4千565万504円で、歳入歳出差引額は6億7千432万3千451円となりました。4億5千万円を財政調整基金に積み立て、2億2千432万3千451円を令和元年度に繰り越しするものでございます。

議案第10号は、平成30年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本決算は、歳入決算額87億1千867万9千610円、歳出決算額84億5千477万4千199円で、歳入歳出差引額は2億6千390万5千411円となりました。7千917万円を財政調整基金に積み立て、1億8千473万5千411円を令和元年度に繰り越しするものでございます。

議案第11号は、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本決算は、歳入決算額6億93万5千97円、歳出決算額5億9千603万9千903円で、歳入歳出差引額489万5千194円を令和元年度に繰り越しするものでございます。

議案第12号は、平成30年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本決算は、歳入決算額44億6千423万6千425円、歳出決算額43億5千815万3千496円で、歳入歳出差引額1億608万2千929円を令和元年度に繰り越しするものでございます。

議案第13号は、平成30年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本決算は、歳入決算額7億7千787万1千834円、歳出決算額7億2千481万2千545円で、歳入歳出差引額は5千305万9千289円を令和元年度に繰り越しするものでございます。

議案第14号は、平成30年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。本決算は、収益的収支では、水道事業収益11億3千737万4千394円に対し、水道事業費用9億4千622万8千57円となり、収支差引1億9千114万6千337円の純利益が生じ、減債積立金の取り崩しに伴い発生したその他の未処分利益剰余金変動額4千800万円と合わせ、当年度未処分利益剰余金は2億3千914万6千337円となりました。資本的収支では、収入総額5千555万6千56円に対し、支出総額3億71万4千760円であり、収入額が支出額に対して不足する額2億4千515万8千704円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額394万9千161円、減債積立金4

千800万円、過年度分損益勘定留保資金9千156万4千275円及び当年度分損益勘定留保資金1億164万5千268円で補填するものでございます。

議案第15号は、八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、副食費の取り扱いの変更及び特定地域型保育事業所の基準について所要の改正をしようとするものでございます。

議案第16号は、八街市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正による幼児教育無償化の実施に伴い、保育所、市立幼稚園等の利用者負担額を無償とすることについて所要の改正をしようとするものでございます。

議案第17号は、監査委員の選任についてでございます。これは、現委員の加藤弘氏の任期が9月15日で満了することに伴い、新たに林修三氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。なお、各会計の決算の詳細につきましては、各担当部長等より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

最後に議案ではございませんが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全性を判断する5つの指標について監査委員の審査に付し、その意見を付けて健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表することとなっておりますので、ここで報告させていただきます。各比率につきましては、配付してあります平成30年度決算に基づく健全化判断比率報告書及び平成30年度決算に基づく資金不足比率報告書のとおりでございます。

また、それぞれについて、監査委員の審査意見書を添付してございます。

それでは、各比率についてご説明させていただきます。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率報告書1ページ中、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては一般会計が黒字となり、また一般会計を含む全会計の実質収支の合計額が黒字であるため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに算定されず、バー表示となっております。

続いて、実質公債費比率につきましては6.3パーセント、将来負担比率については19.9パーセントとなっております、全ての比率において早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、平成30年度決算に基づく資金不足比率報告書1ページ中、資金不足比率につきましても実質赤字比率及び連結実施赤字比率と同様に、バー表示となっております、資金に剰余額が生じております。

以上をもちまして報告にかえさせていただきます。

○総務部長（大木俊行君）

それでは議案第9号、平成30年度八街市一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入歳出決算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

初めに歳入ですが、予算現額241億7千439万2千円に対し、決算額は221億1千997万3千955円でございます。決算額を前年度と比較しますとプラス9億4千279万2千192円、4.5パーセントの増となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額241億7千439万2千円に対し、決算額は214億4千565万504円でございます。決算額を前年度と比較しますとプラス11億9千68万6千513円、5.9パーセントの増となっております。歳入歳出差引の結果、残額は6億7千432万3千451円となり、このうち4億5千万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、一般会計財政調整基金に編入することにより、翌年度への繰越額は2億2千432万3千451円となっております。なお、この額には繰越明許費及び事故繰越、5千30万6千円が含まれております。

それでは、歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。なお、詳細につきましては16ページ以降の平成30年度八街市一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご参照いただきたいと思います。

それでは、8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳入全体の33.5パーセントを占めております1款市税でございます。予算現額73億8千479万9千円に対し、調定額86億2千721万5千371円、収入済額74億900万2千616円、不納欠損額9千886万7千634円、収入未済額11億1千934万5千121円となりました。収入済額を前年度と比較しますとマイナス7千997万2千169円、1.1パーセントの減となっております。収入率につきましては、現年度課税分が前年度より0.1ポイント増の97.2パーセント、滞納繰越分が前年度より1.1ポイント増の20.8パーセント、市税合計では前年度より1.5ポイント増の85.9パーセントとなっております。

それでは、項ごとに説明いたします。

1項市民税は、収入済額36億3千598万8千449円で、前年度と比較しマイナス2千584万8千500円、0.7パーセントの減となっております。

2項固定資産税は、収入済額28億5千698万2千809円で、前年度と比較しマイナス5千257万8千444円、1.8パーセントの減となっております。

3項軽自動車税は、収入済額2億1千571万3千273円で、前年度と比較しプラス928万2千15円、4.5パーセントの増となっております。

4項市たばこ税は、収入済額5億8千1万1千669円で、前年度と比較しマイナス929万2千205円、1.6パーセントの減となっております。

6項都市計画税は、収入済額1億2千30万6千416円で、前年度と比較しマイナス153万5千435円、1.3パーセントの減となっております。

次に、2款地方譲与税は、予算現額1億8千900万円に対し調定額、収入済額ともに1億7千236万5千円でございます。収入済額は前年度と比較し、マイナス1千892万円、

9. 9パーセントの減となっております。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項地方揮発油譲与税は、収入済額4千976万7千円で、前年度と比較しマイナス566万円、10.2パーセントの減となっております。

2項自動車重量譲与税は、収入済額1億2千259万8千円で、前年度と比較しマイナス1千326万円、9.8パーセントの減となっております。

次に、3款利子割交付金は、予算現額900万円に対し、調定額、収入済額ともに1千96万5千円で、収入済額は前年度と比較しマイナス16万6千円、1.5パーセントの減となっております。

次に、4款配当割交付金は、予算現額4千200万円に対し調定額、収入済額ともに3千601万2千円で、収入済額は前年度と比較しマイナス679万8千円、15.9パーセントの減となっております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額4千900万円に対し、調定額、収入済額ともに3千320万3千円で、収入済額は前年度と比較しマイナス1千686万円、33.7パーセントの減となっております。

次に、6款地方消費税交付金は、予算現額12億1千700万円に対し、調定額、収入済額ともに12億66万8千円で、収入済額は前年度と比較しプラス1億636万3千円、9.7パーセントの増となっております。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金は、予算現額1千700万円に対し、調定額、収入済額ともに1千921万6千960円で、収入済額は前年度と比較しプラス36万3千860円、1.9パーセントの増となっております。

次に、8款自動車取得税交付金は、予算現額7千200万円に対し、調定額、収入済額ともに6千212万2千円で、収入済額は前年度と比較しマイナス1千402万6千円、18.4パーセントの減となっております。

次に、9款地方特例交付金は、予算現額、調定額、収入済額ともに3千224万5千円で、収入済額は前年度と比較しプラス459万6千円、16.6パーセントの増となっております。

次に、歳入全体の16.4パーセントを占めております10款地方交付税は、予算現額36億2千564万4千円に対し、調定額、収入済額ともに36億3千103万2千円で、収入済額は前年度と比較しマイナス6千507万5千円、1.8パーセントの減となっております。これにつきましては、前年度と比較し、普通交付税が4千211万1千円の減、特別交付税が2千296万4千円の減となったことによるものでございます。

次に、11款交通安全対策特別交付金は、予算現額700万円に対し、調定額、収入済額ともに639万3千円で、収入済額は前年度と比較しマイナス10万3千円、1.6パーセントの減となっております。

次に、12款分担金及び負担金は、予算現額1億9千315万6千円に対し、調定額は1億

9千904万4千172円、収入済額1億9千464万185円、収入未済額440万3千987円となり、収入済額は前年度と比較しマイナス167万8千673円、0.9パーセントの減となっております。

次に、13款使用料及び手数料は、予算現額2億8千774万4千円に対し、調定額2億9千94万7千238円、収入済額2億6千816万8千728円、収入未済額2千277万8千510円となり、収入済額は前年度と比較しマイナス2千98万9千569円、7.3パーセントの減となっております。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項使用料は、収入済額1億2千436万5千238円、前年度と比較しマイナス420万1千9円、3.3パーセントの減となっております。

2項手数料は、収入済額1億4千380万3千490円で、前年度と比較しマイナス1千678万8千560円、10.5パーセントの減となっております。

次に、14款国庫支出金は、予算現額42億3千473万1千円に対し、調定額41億7千363万1千25円、収入済額39億7千393万3千25円、収入未済額1億9千969万8千円となり、収入済額は前年度と比較しプラス3億3千956万4千293円、9.3パーセントの増となっております。これにつきましては、榎戸駅整備事業に伴う社会資本整備総合交付金や、生活保護費負担金などの増によるものでございます。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項国庫補助金は、収入済額32億3千275万1千353円で、前年度と比較しプラス1億3千127万6千632円、4.2パーセントの増となっております。

2項国庫補助金は、収入済額7億1千356万7千円で、前年度と比較しプラス2億681万4千円、40.8パーセントの増となっております。

3項委託金は、収入済額2千761万4千672円で、前年度と比較しプラス147万3千661円、5.6パーセントの増となっております。

10ページ、11ページをお開きください。

次に、15款県支出金は、予算現額15億2千2万5千円に対し、調定額14億4千132万1千504円、収入済額14億3千178万5千504円、収入未済額は953万6千円となり、収入済額は前年度と比較しマイナス4千924万1千995円となり、3.3パーセントの減となっております。これにつきましては、経営体育成事業補助金や、安心こども基金事業費補助金の減などによるものでございます。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項県負担金は、収入済額10億1千85万9千704円で、前年度と比較しプラス2千747万9千871円、2.8パーセントの増となっております。

2項県補助金は、収入済額2億9千567万4千685円で、前年度と比較しマイナス6千655万8千426円、18.4パーセントの減となっております。

3項委託金は、収入済額1億2千525万1千115円で、前年度と比較しマイナス1千1

6万3千440円、7.5パーセントの減となっております。

次に、16款財産収入は、予算現額2千584万3千円に対し、調定額、収入済額ともに2千688万7千761円で、収入済額は前年度と比較しプラス1千90万1千677円、68.2パーセントの増となっております。これにつきましては、普通財産売払収入の増が主な理由でございます。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項財産運用収入は、収入済額1千371万8千657円で、前年度と比較しマイナス23万227円、1.7パーセントの減となっております。

2項財産売払収入は、収入済額1千316万9千104円で、前年度と比較しプラス1千113万1千904円、546.4パーセントの増となっております。

次に、17款寄附金は、予算現額5千150万1千円に対し調定額、収入済額ともに4千851万7千836円で、収入済額は前年度と比較しプラス1千580万5千771円、48.3パーセントの増となっております。これは、やちまた応援寄附金の増が主な理由でございます。

次に、18款繰入金は、予算現額3億7千443万5千円に対し調定額、収入済額ともに3億7千444万5千906円で、収入済額は前年度と比較しプラス1億209万112円、37.5パーセントの増となっております。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項基本繰入金は、収入済額3億4千444万2千159円で、前年度と比較しプラス1億2千593万6千885円、57.6パーセントの増となっております。これは、財政調整基金繰入金の増が主な理由でございます。

2項特別会計繰入金は、収入済額3千万3千747円、前年度と比較しマイナス2千384万6千773円、44.3パーセントの減となっております。これは、介護保険特別会計繰入金の増が主なものでございます。

次に、19款繰越金は、予算現額4億2千221万7千円に対し調定額、収入済額ともに4億2千221万7千772円で、前年度と比較しプラス5千471万866円、14.9パーセントの増となっております。

次に、20款諸収入は、予算現額6億625万2千円に対し、調定額7億2千194万911円、収入済額は6億4千205万2千662円、不納欠損額14万7千680円、収入未済額7千974万569円となり、前年度と比較しプラス3千92万7千19円、5.1パーセントの増となっております。これにつきましては、スポーツ振興くじ助成金や後期高齢者医療定率市町村負担金返還金の増などによるものでございます。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項延滞金加算金及び過料は、収入済額5千814万2千841円で、前年度と比較しプラス786万5千717円、15.6パーセントの増となっております。

2項貸付金元利収入は、収入済額3千500万で前年度と同額でございます。

3項受託事業費収入は、収入済額1千270万4千625円で、前年度と比較しプラス138万5千396円、12.2パーセントの増となっております。

4項市預金利子は、収入済額4万4千382円で、前年度と比較しプラス3万3千972円、326.3パーセントの増となっております。

5項雑入は、収入済額5億3千616万814円で、前年度と比較しプラス2千164万1千934円、4.2パーセントの増となっております。

次に、21款市債は、予算現額38億1千380万円に対し調定額、収入済額ともに21億2千410万円となり、収入済額は前年度と比較しプラス5億5千130万円、35.1パーセントの増となっております。

以上、歳入決算は、予算現額241億7千439万2千円に対し、調定額は236億5千449万1千456円、収入済額221億1千997万3千955円、不納欠損額9千901万5千314円、収入未済額は14億3千550万2千187円となっております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。歳出決算についてご説明いたします。

1款議会費は、予算現額2億1千352万円に対し、支出済額は2億995万9千696円、不用額356万304円となり、支出済額は前年度と比較しプラス483万1千364円、2.4パーセントの増となっております。これにつきましては、議場映像配信機器整備工事の執行が主な理由でございます。

次に、2款総務費は、予算現額23億8千367万6千円に対し、支出済額は22億5千816万490円、不用額は1億2千551万5千510円となり、支出済額は前年度と比較しプラス3億1千126万4千968円、16.0パーセントの増となっております。これにつきましては、庁舎耐震整備事業費の増が主な理由でございます。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項総務管理費は、支出済額16億8千644万4千107円で、前年度と比較しプラス2億8千799万7千670円、20.6パーセントの増となっております。

2項徴税費は、支出済額3億7千460万2千904円で、前年度と比較しプラス1千262万6千37円、3.5パーセントの増となっております。

3項戸籍住民基本台帳費は、支出済額1億3千793万1千111円で、前年度と比較し、プラス1千103万3千940円、8.7パーセントの増となっております。

4項選挙費は、支出済額1千550万5千800円で、前年度と比較し、マイナス450万3千530円、22.5パーセントの減となっております。

5項統計調査費は、支出済額1千674万9千902円で、前年度と比較し、プラス451万3千617円、36.9パーセントの増となっております。

6項監査委員費は、支出済額2千692万7千386円で、前年度と比較しマイナス40万2千766円、1.5パーセントの減となっております。

次に、3款民生費は、予算現額93億7千523万1千円に対し、支出済額は89億1千8

48万1千12円、翌年度繰越額947万6千円、不用額は4億4千727万3千988円となり、支出済額は前年度と比較しプラス1億3千992万9千270円、1.6パーセントの増となっております。これにつきましては、保育園施設整備事業費及び障害者自立支援給付事業費の増が主な理由でございます。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項社会福祉費は、支出済額41億4千390万5千800円で、前年度と比較しマイナス3千281万5千957円、0.8パーセントの減となっております。

2項児童福祉費は、支出済額28億1千738万9千820円で、前年度と比較しプラス9千555万6千576円、3.5パーセントの増となっております。

3項生活保護費は、支出済額19億5千718万6千112円で、前年度と比較しプラス7千718万8千651円、4.1パーセントの増となっております。

次に4款衛生費は、予算現額21億289万4千円に対し、支出済額20億1千773万4千543円、不用額は8千515万9千457円となり、支出済額は前年度と比較しプラス780万6千161円、0.4パーセントの増となっております。前年度と比較し主な増減といたしましては、上水道事業会計繰出事業費が約3千218万円の増、クリーンセンター処分場管理運営費の増が約2千423万円の増、焼却炉維持修繕事業費が約6千675万円の減でございます。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項保健衛生費は、支出済額9億2千433万1千657円で、前年度と比較し5千959万8千121円、6.9パーセントの増となっております。

2項清掃費は、支出済額10億9千340万2千886円で、前年度と比較しマイナス5千179万1千960円、4.5パーセントの減となっております。

次に、5款農林水産事業費は、予算現額2億9千877万円に対し、支出済額は2億5千233万6千874円、翌年度繰越額1千347万8千円、不用額3千295万5千126円となり、支出済額は前年度と比較しマイナス7千702万9千837円、23.4パーセントの減となっております。これにつきましては、経営体育成支援事業費の減が主な理由でございます。

次に、6款商工費は、予算現額1億2千609万3千円に対し、支出済額1億2千352万2千425円、不用額は257万575円となり、支出済額は前年度と比較しマイナス141万8千74円、1.1パーセントの減となっております。前年度と比較し主な増減といたしましては、落花生まつり事業費が約82万円の増、中小企業金融対策費が約63万円の減となっております。

次に、7款土木費は、予算現額25億6千627万8千円に対し、支出済額は24億85万2千642円、翌年度繰越額1億109万4千円、不用額は6千433万1千358円となり、支出済額は前年度と比較しプラス5億9千201万8千287円、32.7パーセントの増となっております。これにつきましては、榎戸駅整備事業費の増が主な理由でございます。

す。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項土木管理費は、支出済額8千373万3千460円で、前年度と比較しマイナス743万8千351円、8.2パーセントの減となっております。

2項道路橋りょう費は、支出済額6億1千644万4千129円で、前年度と比較しプラス2億306万7千813円、49.1パーセントの増となっております。

3項河川費は、支出済額2千382万5千880円で、前年度と比較しプラス271万5千120円、12.9パーセントの増となっております。

4項都市計画費は、支出済額16億1千38万2千710円で、前年度と比較しプラス3億7千844万7千631円、30.7パーセントの増となっております。

5項住宅費は、支出済額6千646万6千463円で、前年度と比較しプラス1千522万6千74円、29.7パーセントの増となっております。

次に、8款消防費は、予算現額13億4千230万2千円に対し、支出済額は13億3千450万835円、不用額は780万1千165円となり、支出済額は前年度と比較し、プラス4千751万7千86円、3.7パーセントの増となっております。これにつきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合費の増が主な理由でございます。

次に、9款教育費は、予算現額38億4千320万9千円に対し、支出済額は20億4千861万5千663円、翌年度繰越額17億569万2千円、不用額8千890万1千337円となり、支出済額は前年度と比較し、プラス2億2千518万3千798円、12.3パーセントの増となっております。これにつきましては、小学校空調設備整備事業費及びスポーツプラザ整備事業費の増が主な理由でございます。

それでは、項ごとにご説明いたします。

1項教育総務費は、支出済額2億7千511万3千721円で、前年度と比較しプラス3千678万9千419円、15.4パーセントの増となっております。

2項小学校費は、支出済額3億4千268万6千811円で、前年度と比較しプラス1億69万5千560円、41.6パーセントの増となっております。

3項中学校費は、支出済額1億3千415万672円で、前年度と比較しマイナス1千614万6千880円、10.7パーセントの減となっております。

4項幼稚園費は、支出済額1億5千178万2千192円で、前年度と比較しマイナス888万8千25円、5.5パーセントの減となっております。

5項社会教育費は、支出済額3億3千297万5千273円で、前年度と比較しプラス3千839万2千926円、13.0パーセントの増となっております。

6項保健体育費は、支出済額8億1千190万6千994円で、前年度と比較しプラス7千434万798円、10.1パーセントの増となっております。

次に、10款災害復旧費は、前年度と同様、予算現額1千円に対し、支出済額ゼロ、不用額は1千円となっております。

14ページ、15ページをお開きください。

次に、11款公債費は、予算現額18億8千248万8千円に対し、支出済額は18億8千148万6千324円、不用額100万1千676円で、支出済額は前年度と比較し、マイナス5千941万6千510円、3.1パーセントの減となっております。

次に、12款予備費は、当初予算額4千455万4千円のうち、462万4千円を充当した結果、予算現額は3千993万円となり、同額が不用額となっております。

以上、歳出決算は、予算現額241億7千439万2千円に対し、支出済額は214億4千565万504円、翌年度繰越額は18億2千974万円、不用額8億9千900万1千496円となっております。

このほか実質収支に関する調書は232ページ、財産に関する調書は342ページから351ページ、定額基金の運用に関する調書は354ページから355ページに掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成30年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

それでは、議案第10号、平成30年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入歳出決算書の239ページをごらんください。歳入歳出ともに予算現額91億6千156万4千円に対し、歳入決算額は87億1千867万9千610円で、前年度と比較し16億7千620万7千457円、16.1パーセントの減となっております。歳出決算額は84億5千477万4千199円で、前年度と比較し19億1千84万7千479円、18.4パーセントの減となっております。この結果、歳入歳出差引残額2億6千390万5千411円につきましては、八街市国民健康保険特別会計財政調整基金条例第2条の規定に基づき、7千917万円を基金に繰り入れ、残りの1億8千473万5千411円を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。

240、241ページをごらんください。

初めに、1款国民健康保険税は、予算現額21億8千758万5千円に対し、調定額36億3千472万3千744円、収入済額21億365万8千441円、不納欠損額1億4千718万2千739円、収入未済額13億8千388万2千564円となっております。収納率は、現年課税分が87.5パーセント、滞納繰越分が18.5パーセントでございます。

次に、2款県支出金は、予算現額63億2千354万2千円に対し、調定額、収入済額ともに59億2千591万580円で、主なものは療養給付費等の財源として交付される交付金及び特定健康診査等の実施に係る負担金でございます。

3款繰入金は、予算現額5億8千644万4千円に対し調定額、収入済額ともに5億6千480万1千723円で、一般会計からの繰入金でございます。

次に、4款繰越金は、予算現額2千49万6千円に対し調定額、収入済額ともに2千49万5千389円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、5款諸収入は、予算現額4千349万7千円に対し、調定額1億392万463円、収入済額1億381万3千477円、収入未済額10万6千986円で、保険税延滞金及び第三者行為による医療費納付金が主なものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額91億6千156万4千円、調定額102億4千985万1千899円、収入済額87億1千867万9千610円、不納欠損額1億4千718万2千739円、収入未済額13億8千398万9千550円となっております。

続いて、歳出についてご説明いたします。

242、243ページをごらんください。1款総務費は、予算現額4千105万2千円に対し、支出済額は3千500万5千187円で、主なものは国保団体連合会の負担金、保険税の賦課徴収に関する経費、国民健康保険運営協議会に関する経費でございます。

次に、2款保険給付費は、予算現額63億3千449万3千円に対し、支出済額は58億7千348万1千444円で、1項療養諸費50億9千33万2千43円は、療養給付費及び診療報酬明細書の審査支払手数料が主なものでございます。

2項高額医療費、7億4千347万1千41円は高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。

3項移送費は支出がございませんでした。

4項出産育児諸費3千272万7千960円は、79件分の出産育児一時金でございます。

5項葬祭諸費695万円は、139件分の葬祭費でございます。

次に、3款国民健康保険費納付金は、予算現額24億9千130万6千円に対し、支出済額は23億7千958万1千531円で、国民健康保険の広域化に伴い、県に支払う納付金でございます。

次に、4款共同事業拠出金は、予算現額2千円に対し、支出済額は1千99円で、年金受給者のデータから退職者医療制度該当者を抽出するための事業拠出金でございます。

次に、5款保健事業費は、予算現額5千470万3千円に対し、支出済額は3千705万6千641円で、特定健康診査及び人間ドックの助成金が主なものでございます。

次に、6款基金積立金は、予算現額1億313万7千円に対し、支出はございませんでした。

次に、7款公債費も、予算現額300万円に対し、支出はございませんでした。

次に、8款諸支出金は、予算現額1億2千995万6千円に対し、支出済額は1億2千964万8千697円で、保険税の過誤納還付金及び国庫支出金等の返還金が主なものでございます。

次に、9款予備費は、予算現額391万5千円に対し、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額91億6千156万4千円、支出済額84億5千477万4千199円、不用額7億678万9千801円となっております。

続きまして、議案第11号、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につ

いてご説明いたします。

決算諸の271ページをごらんください。歳入歳出ともに、予算現額6億812万3千円に対し、歳入決算額は6億93万5千977円で、前年度と比較し4千869万5千864円、8.8パーセントの増となっております。歳出決算額は5億9千603万9千903円で、前年度と比較し4千823万4千993円、8.8パーセントの増となっております。この結果、歳入歳出差引残額489万5千194を翌年度へ繰り越すものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。

272、273ページをごらんください。1款後期高齢者医療保険料は、予算現額4億6千355万6千円に対し、調定額4億7千730万7千300円、収入済額4億5千648万3千900円、不納欠損額450万100円、収入未済額1千632万3千300円で、普通徴収における収納率は、現年分が95.8パーセント、滞納繰越分が16.5パーセントでございます。

次に、2款国庫支出金は、予算現額62万6千円に対し調定額、収入済額ともに62万5千円で、システム改修に要した高齢者医療制度円滑運営事業補助金でございます。

次に、3款繰入金は、予算現額1億3千542万1千円に対し調定額、収入済額ともに1億3千542万627円で、一般会計からの徴収事務費及び保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金でございます。

次に、4款繰越金は、予算現額443万4千円に対し調定額、収入済額ともに443万4千323円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、5款諸収入は、予算現額408万6千円に対し調定額、収入済額ともに397万1千812円で、1項延滞金、加算金及び過料10万6千900円は、保険料の延滞金でございます。

2項雑入、386万4千912円は、千葉県後期高齢者医療広域連合からの賦課徴収に係る受託費及び保険料の過年度還付金が主なものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額6億812万3千円に対し、調定額6億2千175万8千497円、収入済額6億93万5千977円、不納欠損額450万100円、収入未済額1千632万3千300円となっております。

続いて、歳出についてご説明いたします。

274、275ページをごらんください。1款総務費は、予算現額598万6千円に対し、支出済額は580万9千118円で、徴収業務等の事務経費と、人間ドック等助成金が主なものでございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額5億9千854万6千円に対し、支出済額は5億8千755万9千627円で、千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付した負担金でございます。

次に、3款諸支出金は、予算現額277万1千円に対し、支出済額は267万1千723円で、保険料の過誤納還付金と、過年度精算分の一般会計への繰出金でございます。

次に、4款予備費は、当初100万円を計上いたしましたが、人間ドック等助成金に不足が生じたことから、1款総務費に18万円の充当を行いました。

以上、歳出合計は、予算現額6億812万3千円に対し、支出済額5億9千603万9千903円、不用額1千208万3千97円となっております。

続きまして、議案第12号、平成30年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の291ページをごらんください。

初めに歳入ですが、予算現額46億5千301万1千円に対し、決算額44億6千423万6千425円で前年度と比較しますと、1億1千72万1千444円、2.4パーセントの減となっております。

次に、歳出ですが、予算現額46億5千301万1千円に対し、決算額43億5千815万3千496円で前年度と比較しますと、1億2千379万4千345円、2.8パーセントの減となっております。

この結果、歳入歳出差引残額は1億608万2千929円となり、全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

292、293ページをごらんください。歳入1款保険料は、予算現額12億9千659万9千円に対し、調定額14億1千772万8千600円、収入済額12億7千203万6千円、不納欠損額2千825万4千600円、収入未済額1億1千743万8千円となっております。収納率は89.7パーセントでございます。

2款分担金及び負担金は、予算現額180万円に対し調定額、収入済額ともに150万1千500円で、配食サービス事業に係る利用者の自己負担金でございます。

3款国庫支出金は、予算現額8億6千399万8千円に対し調定額、収入済額ともに7億8千270万1千925円で、主なものは介護給付費に係る国庫負担金及び地域支援事業交付金でございます。

4款支払基金交付金は、予算現額11億5千673万2千円に対し調定額、収入済額ともに10億8千816万2千501円で、これは第2号被保険者の保険料に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金は、予算現額6億3千336万円に対し調定額、収入済額ともに6億1千651万6千621円で、介護給付費に係る県負担金が主なものでございます。

6款財産収入は、予算現額47万9千円に対し調定額、収入済額ともに47万8千790円で、これは全額、介護給付費準備基金積立金利息でございます。

7款繰入金は、予算現額6億609万8千円に対し調定額、収入済額ともに6億540万9千600円で、これは介護給付費に係る市の負担金、地域支援事業及び事務費に係る繰入金でございます。

8款分諸収入は、予算現額93万5千円に対し調定額、収入済額ともに441万9千460円で、臨時職員等保険料個人負担金及び南部地域包括支援センター業務委託料返還金が主な

ものがございます。

9款繰越金は、予算現額9千301万円に対し調定額、収入済額ともに9千301万28円で、前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入決算につきましては、予算現額46億5千301万1千円に対し、調定額46億992万9千25円、収入済額44億6千423万6千425円、不納欠損額2千825万4千600円、収入未済額1億1千743万8千円となっております。

続きまして、歳出決算についてご説明いたします。

294、295ページをごらんください。1款総務費は、予算現額4千689万2千円に対し、支出済額4千306万9千528円で、1項総務管理費663万7千540円は、介護保険の資格給付に関する経費でございます。

2項徴収費466万3千262円は、第1号被保険者の保険料賦課、徴収に係る経費でございます。

3項介護認定審査会費3千176万8千726円は、介護認定審査会開催に係る経費でございます。

2款保険給付費は、予算現額41億7千189万7千円に対し、支出済額39億2千696万8千94円で、1項介護サービス等諸費35億9千122万6千539円は介護給付費でございます。

2項介護予防サービス等諸費、6千447万1千124円は介護予防給付費でございます。

3項高額介護サービス等費、8千485万3千570円は高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費でございます。

4項高額医療合算介護サービス等費265万2千941円は、医療及び介護保険制度の自己負担額が著しく高額になった場合に、一定の限度額を超える部分に係る給付でございます。

5項特定入所者介護サービス等費、1億8千83万3千670円は、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、負担限度額を超える部分に係る給付でございます。

6項その他諸費、293万250円は介護給付費請求書等の審査支払手数料でございます。

3款地域支援事業費は、予算現額1億7千611万8千円に対し、支出済額1億6千249万7千960円で、1項介護予防生活支援サービス事業費9千921万786円は、介護保険の要支援者認定者等に対して行う訪問型サービス及び通所型サービスに係る経費が主なものでございます。

2項一般介護予防事業費509万1千717円は、運動機能向上を目的とした運動教室や栄養改善、口腔機能向上のための口腔栄養教室への講師派遣など、介護予防に要した経費でございます。

3項包括的支援事業費、任意事業費5千697万9千785円は、高齢者配食サービス事業、おむつ支給事業、南部地域包括支援センター事業及び地域包括支援センター派遣職員に係る負担金などが主なものでございます。

4款基金積立金は、予算現額1億8千196万2千円に対し、支出済額1億5千47万8千790円で、全額介護給付費準備金積立金でございます。

5款諸支出金は、予算現額7千514万2千円に対し、支出済額7千513万9千124円で、1項償還金及び還付加算金4千640万5千200円は、保険料過誤納還付金及び介護給付費等の平成29年度精算に伴う返還金に係る経費でございます。

3項繰出金2千873万3千924円は、一般会計予算からの繰入金のうち介護給付費の負担金額確定に伴う返還金でございます。

6款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出決算につきましては、予算現額4億5千301万1千円に対し、支出済額4億5千815万3千496円、不用額2億9千485万7千504円でございます。

以上で平成30年度八街市国民健康保険特別会計、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計、平成30年度八街市介護保険特別会計の決算についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

それでは、議案第13号、平成30年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の323ページをごらんください。

初めに、歳入ですが、予算現額8億4千231万4千円に対しまして、決算額は7億7千787万1千834円で、決算額を前年度と比較しますと192万4千747円、0.2パーセントの減となっております。

次に、歳出ですが、予算現額8億4千231万4千円に対しまして、決算額は7億2千481万2千545円で、決算額を前年度と比較しますと521万3千835円、0.7パーセントの増となっております。歳入歳出差引の結果、残額は5千305万9千289円となり、全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、324ページ、325ページをごらんください。

続きまして、歳入の概要についてご説明いたします。

歳入1款分担金及び負担金につきましては、予算現額447万7千円に対しまして、調定額884万1千400円、収入済額747万4千710円、不納欠損額4万3千600円で、収入未済額は132万2千730円でございます。収入済額を前年度と比較しますと247万5千140円、49.5パーセントの増となっております。これは、受益者負担金の新規賦課分の増により、現年分の調定額及び収納額が増加したことによるものでございます。なお、受益者負担金の収納率につきましては、現年分が98.8パーセント、滞納繰越分が1.5パーセントでございました。

次に、2款使用料及び手数料につきましては、予算現額2億4千242万4千円に対しまして、調定額2億5千408万6千860円、収入済額2億4千539万9千530円、不納欠損額85万9千590円で、収入未済額は782万7千740円でございます。収入済額

を前年度と比較しますと12万4千90円、0.1パーセントの減となっております。なお、このうち1項使用料につきましては、下水道使用料及び行政財産使用料で、収入済額2億4千511万4千530円を前年度と比較しますと28万9千90円、0.1パーセントの減となっており、下水道使用料の収納率につきましては現年分が98.3パーセント、滞納繰越分が42.6パーセントでございました。

また、2項手数料につきましては、指定下水道工事店の登録手数料で、収入済額28万5千円を前年度と比較しますと16万5千円、137.5パーセントの増となっております。

次に、3款国庫支出金につきましては、予算現額、調定額ともに6千650万円、収入済額4千530万円で、収入未済額は2千120万円でございます。収入済額を前年度と比較しますと520万円、12.9パーセントの増となっております。これは、大池調整池整備の再開による工事費の増が主なものでございます。

次に、4款繰入金につきましては、予算現額、調定額、収入済額ともに2億6千320万円で、収入済額を前年度と比較しますと219万1千円、0.8パーセントの減でございます。

次に、5款繰越金につきましては、予算現額4千324万2千円に対しまして、調定額、収入済額ともに6千19万7千871円で、収入済額を前年度と比較しますと1千681万8千332円、38.8パーセントの増でございます。

次に、6款諸収入につきましては、予算現額3千547万1千円に対しまして、調定額3千536万4千723円、収入済額949万9千723円で、収入未済額は2千586万5千円でございます。収入済額を前年度と比較しますと59万6千871円、6.7パーセントの増となっております。なお、2項雑入につきましては、収入済額が949万9千323円で、収入済額を前年度と比較しますと61万3千471円、6.9パーセントの増となっております。これは、平成29年度分の流域下水道事業建設費負担金の精算による返還金、大池調整池整備事業に係る一般会計負担金の増が主なものでございます。収入未済額2千586万5千円につきましては、明許繰越となった大池調整池整備事業に係る一般会計からの工事負担金でございます。

次に、7款市債につきましては、予算現額1億8千700万円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億4千680円で、収入済額を前年度と比較しますと2千470万円、14.4パーセントの減でございます。これは、主に起債対象事業費の減によるものでございます。

以上、歳入の合計といたしましては、予算現額8億4千231万4千円に対しまして、調定額8億3千499万494円、収入済額7億7千787万1千834円、不納欠損額90万3千190円、収入未済額は5千621万5千470円でございます。なお、詳細につきましては、328ページから331ページの記載のとおりでございます。

続きまして、歳出の概要についてご説明いたします。

326ページ、327ページをごらんください。歳出1款下水道事業費につきましては、予算現額4億8千845万4千円に対しまして、支出済額3億7千319万1千377円、翌年度繰越額繰越明許費でございますが7千390万円、不用額は4千136万2千623円

でございます。支出済額を前年度と比較しますと2千427万6千416円、6.9パーセントの増となっており、公営企業への移行に伴う法適用支援業務及び不明水調査の実施が主なものでございます。なお、このうち1項総務管理費の支出済額につきましては2億2千10万8千105円で、前年度と比較しますと4千989万302円、29.3パーセントの増となっており、業務体系にあわせた人員配置替えにより人件費割り当てを変更したことによるものの増が主なものでございます。また、2項下水道建設費につきましては、支出済額が1億5千308万3千272円で、前年度と比較しますと2千561万3千886円、14.3パーセントの減となっており、これは業務体系にあわせた人員配置替えによる人件費割り当てを変更したことによるもの及び大池調整池整備工事着手にあたり、地元住民との協議に時間を要したことによる工事費の明許繰越、並びに市道3区38号線、やなぎや脇でございますが、の雨水整備工事の完了による減が主な要因でございます。

次に、2款公債費につきましては、予算現額3億5千286万円に対しまして、支出済額3億5千162万1千168円で、不用額は123万8千832円でございます。支出済額を前年度と比較しますと1千906万2千581円の減になっており、下水道事業債償還元金等の減によるものでございます。

次に、3款予備費につきましては支出がございませんでした。

以上、歳出の合計といたしましては、予算現額8億4千231万4千円に対しまして、支出済額7億2千481万2千545円、翌年度繰越額繰越明許費7千390万円で、不用額は4千360万1千455円でございます。詳細につきましては、322ページから339ページの記載のとおりでございます。なお、実質収支に関する調書につきましては、340ページのとおりでございます。

以上をもちまして、平成30年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要につきまして説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木広美君）

議案説明中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時10分から再開をいたします。

（休憩 午後12時07分）

（再開 午前 1時10分）

○海保水道課長（海保直之君）

それでは、議案第14号、平成30年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明いたします。

平成30年度八街市水道事業会計決算及び事業報告書をごらんください。2ページをお開きください。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入第1款水道事業収益は、予算額合計12億2千698万8千円に対しまして、決算額は11億9千909万4千700円となりました。決算額の内訳でございますが、第1項営業収益8億173万8千450円は、第2項営業外

収益3億9千735万6千250円となっております。営業収益の主なものは水道料金でございます。

また、営業外収益の主なものは他会計補助金、県補助金及び給水申込、負担金でございます。第3項特別利益につきましては、収入はございませんでした。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用は、予算額合計10億1千969万4千円に対しまして、決算額は10億329万6千355円となり、執行率は98.4パーセントとなりました。決算額の内訳ですが、第1項営業費用9億3千364万1千998円、第2項営業外費用6千965万4千357円となっております。営業費用の主なものは、受水費、施設の運転管理や水道料金、徴収業務などの委託料及び修繕費、減価償却費でございます。

また、営業外費用の主なものは、企業債利息でございます。なお、第3項予備費、第4項特別損失につきましては、支出はございませんでした。

続きまして、(2)資本的収入及び支出でございますが、収入第1款資本的収入は、予算額合計7千162万6千円に対しまして、決算額は5千555万6千56円となりました。決算額の内訳ですが、第1項企業債3千810万円、第2項出資金931万8千円、第3項工事負担金813万8千56円となり、これは老朽管更新事業に伴う起債の借入れ、上水道、広域化対策出資金及び消火栓設置などに係る負担金でございます。

次に、支出ですが、第1款資本的支出は、予算額合計3億1千718万4千円に対しまして、決算額は3億71万4千760円となり、執行率は94.8パーセントとなりました。

決算額の内訳ですが、第1項建設改良費8千814万6千360円、第2項企業債償還金2億1千256万8千400円となっております。これは老朽管更新事業費及び企業債の償還金でございます。第3項予備費につきましては、支出はございませんでした。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4千515万704円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額394万9千161円並びに、減債積立金4千800万円、過年度分損益勘定留保資金9千156万4千275円及び当年度分損益勘定留保資金1億164万5千268円で補填しております。

6ページをお開きください。平成30年度八街市水道事業剰余金処分計算書(案)について、ご説明いたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、当年度未処分利益剰余金が生じていることから、議会の議決による処分として4千800万円を資本金への組み入れ、1億9千114万6千337円を減債積立金に積み立てるものであります。なお、4ページから9ページにつきましては損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表となっております。

続きまして、13ページをお開きください。

次に、平成30年度八街市水道事業報告書につきましてご説明いたします。

1、概況(1)総括事項事業の状況でございますが、平成30年度末の給水戸数は、前年度と比較いたしますと63戸、率にして0.4パーセントの増加となり、1万4千882戸となりました。年間有収水量につきましては、前年度より3万7千127立方メートル、率に

して1.1パーセントの減少となり、321万9千917立方メートルとなりました。

また、印旛広域水道用水供給事業からの受水量は、前年度より2立方メートル減少し、215万3千495立方メートルとなりました。

次に、建設改良工事の状況でございますが、施設改良工事として、上水道更新工事を2カ所、上水道布設替工事を1カ所実施いたしました。

次に、経理の状況でございますが、平成30年度収益的収支の状況につきましては、水道事業収益11億3千737万4千394円に対しまして、水道事業費用9億4千622万8千57円となり、1億9千114万6千337円の純利益が生じ、その他の未処分利益剰余金変動額4千800万円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は2億3千914万6千337円となりました。

次に、資本的収支の状況につきましては、収入総額5千555万6千56円に対しまして、支出総額3億71万4千760円となり、不足する額2億4千515万8千704円につきまして補填しました。

なお、工事等の概要、業務会計等につきましては、15ページ以降に掲載しております。

以上で、議案第14号、平成30年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

以上で議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第17号、監査委員の選任については人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議があるということですので、ご異議はどのような内容でしょうか。

それでは、質疑を行いたいとの申し出がありました。しばらく休憩をして、議会運営委員会を開催し、協議いたします。関係する委員は第2会議室にお集まりください。

しばらく休憩といたします。

（休憩 午後1時20分）

（再開 午後1時48分）

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております、議案第17号監査委員の選任については人事案件ですので質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

地方自治法第117条の規定により、林修三議員の退席を求めます。

それでは、議案第17号、監査委員の選任についてを採決いたします。この議案に同意する議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第17号は同意することに決定をいたしました。

林修三議員の入場を許します。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第4号、議案第15号及び議案第16号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第4号、議案第15号及び議案第16号に対する質疑を行います。

1人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数制限は設けません。それでは、質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、議案第4号、議案第15号、議案第16号の質問をさせていただきます。

この3つの議案につきましては、10月からの消費税10パーセントへの引き上げと抱き合わせて幼児教育・保育の無償化を実施するという補正、そして条例改正でございます。

無償化財源が低所得者世帯ほど負担の重い逆進性を持つ消費税の増税頼みである。このこと、また公立保育園の保育料は自治体持ちであるということなどから、今後、保育に対する公的責任が後退するのではないかと大変危惧されるところでございます。

そこで、まず議案第4号から質問をするところでございます。

議案第4号では、幼児教育・保育の無償化に関わる補正で、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金総額が今回は2千964万1千円となっております。この無償化のためにその総額はどのくらいになるのか。その辺について、まず1点お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

影響額でございますが、半年間で、市全体で約6千800万円となるものと推計しております。

○丸山わき子君

今年度分につきましては、国は地方自治体の分も持ちますよということで、今、部長が言われたように、答弁がありましたように6千800万円であると。しかし、来年度以降の市の負担、これはどのくらいになるのか。従来の負担からいきますとどのくらい軽減されるのか、あるいは増えるのか、その辺についてお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

来年度につきましては、議員がおっしゃるとおりこの市の負担分が4分の1、こちらについては増えるものでございますので、約3千500万円の市負担の増となることを見込んでおります。

○丸山わき子君

これが本当にここからもわかるように、無償化とは言えないというふうに感ずるところでございます。

先ほども申し上げましたように消費税、これが原資になっていくという点では、大変これ、市民にとっては低所得者ほど負担の重いという内容でございます。

今後のこの市の負担につきまして、これ、市長にお伺いいたします。これは全国市長会でも問題になっているのではないかなというふうに思いますが、この点についてはどのような方向に、今、もっていこうとしているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

実は、この幼児教育・保育の無償化についてでございますけれども、この新たな施策を行うにあたりましての必要な財源、これは地方消費税の増収分に充てることなくと。これは全国市長会でもはっきり申し上げておまして、国の責任において全額国費で確保すること、また、事務負担の増加に伴う人件費、システム改修費、これらについても同様に全額、国で措置するというふうに決議しております。

○丸山わき子君

全国市長会では全額国費でという決議をされているということのようなのですが、これ、引き続き、やはり国の責任で100パーセント無償化に向けても取り組んでいただきたいということを、私、申し上げておきたいと思います。

それから、議案第15号ですが、これは副食費の新たな保護者負担についての改正の部分だと思いますが、保育の一環であるべき給食費が無償化で、今度は、副食費は4千500円、保護者に負担してもらいますよというようなことでありますが、これは大変問題であると。

給食費については幼稚園との公平性を理由に無償化から除外して保護者からの徴収をするんだというようなことのようにすけれども、これは逆ではないかと。幼稚園が、今、徴収しているからこれを無償化にしていく。これが本来の考え方ではなかろうかというふうに思いますけれども、そういう点ではどんなふうにお考えなのかお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

こちらの副食費4千500円なんですけど、こちらにつきましては、公定価格の中におきまして保育料の一部として保護者に月額4千500円ということで国から示されております。つまり、保育料は無償になるんですけど、この副食費でございますが、こちらの4千500円の方は園の給食の質の向上等もありますので、保護者の方にこちらは納めていただきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

この点でもね、無償化と言いながら無償化じゃないわけですね。副食費は負担していただきますというようなことで。本当に、無償化というのは本当に表面的な言葉であって、実際にはこのように負担をかけていくというのが実態だというふうに思います。

それで、これは副食費4千500円ということなんですが、八街市の所得の低い世帯の保育料というのは、今、最低どのくらいになっていますか。ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

○市民部長（和田文夫君）

最低を申し上げますと、ゼロ円の方がおります。

○丸山わき子君

それで、次が4千円になっていますよね。そうしますと、こういう4千円の方々は実際には今まで4千円で済んだけど、今度は副食費として4千500円。いわゆる負担はアップしていくということになるわけですね。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

そちらにつきましては、年収360万円未満の方は副食費も免除ということになります。

○丸山わき子君

それでは360万円以下だから大丈夫だと。免除になるということによろしいんですね。

それでは、もう一つお伺いしたいのは、保育料の無償化を契機にこうした4千500円という負担が新たに出てくるわけですが、この影響を受ける人数、どのくらいいるのかお伺いしたいと思います。

○市民部長（和田文夫君）

無償化の対象者数ということでよろしいでしょうか。

○丸山わき子君

無償化の対象者というか、いわゆる4千500円の負担をする世帯の人数ですね。

○議長（鈴木広美君）

要は、360万円以下は対象外ですから、それ以上の方の対象人数ということでよろしいですか。

○丸山わき子君

公立保育園では月額4千500円の副食費を納めるようになるわけですね。それと私立保育園ではプラス相当額の支払いを直接保護者に求めていくわけですね。その求められる人数です。何人くらいがその副食費を払っていくのか。

○議長（鈴木広美君）

すぐ出ますか。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。3号の無償化対象外的人数は276人でございます。

○丸山わき子君

実際に払う人たちですよ。これは免除される人数でしょ。

○議長（鈴木広美君）

わかります、意味。大丈夫ですか。

時間かかりますか。

丸山議員、ほかに質問ございますか。

○丸山わき子君

答弁できるのかな。

○総務部参事（會嶋禎人君）

参考になるかわかりませんが、補正の5号の方で給食費を負担していただくという予算を組んでおります。その予算の今のところの見込額、徴収対象者見込額は6園で308名で予算計上しております。

○丸山わき子君

それは、308名というのは、市の方が支援しますよという人数の方ですか。

○総務部参事（會嶋禎人君）

お金をいただく。

○丸山わき子君

お金をいただく。308人。

○総務部参事（會嶋禎人君）

4千500円を負担する。

○丸山わき子君

それっきりではないでしょう。

○総務部参事（會嶋禎人君）

今のは、全体6園で308名からいただくという見込みの数字を述べられているということなんです、今、実質は、今、市民部の方で計算されていると思いますけれども。

○丸山わき子君

違うんじゃないの。

○議長（鈴木広美君）

丸山議員、もう一度質問の趣旨を再度確認したいという會嶋総務部参事からの意見がござい
ますが。

○丸山わき子君

給食費については、今までは徴収していなかったんだけど、徴収することになるわけ
ですね。今まで徴収している人と、今、新たに308名がプラスされるということになるわけ
ですね。

○総務部参事（會嶋禎人君）

先ほど申し上げました補正の5号の関係なんです、これは今までは、負担金という形の中
で全部もらっておりました。それを今回、給食分だけを別の項目に計算し直します。それ
で、下半期分は、負担金は、予算上はゼロ円に当初予算が組んでありますので、歳入的には

保育料と言われているものは、当初予算上は下半期ゼロ円の計上です。それに対して、今回、5号補正で新たに給食費分だけをいただかなければいけませんので、その分を改めて計上したということになりますので、10月からは308名の方から給食費分をいただくというようなことで予算を組んでおります。

○丸山わき子君

そうしますと、308名で4千500円で、幾らになるわけですか。

○総務部参事（會嶋禎人君）

6カ月分、半年分になりますので6園合計で831万6千円になります。

○丸山わき子君

やはりこういった保護者にとって新たな負担になるということは、無償化とは先ほども言いましたけども縁遠い話だというふうに思います。

平成27年に子ども・子育て支援事業計画を作るにあたって市が実施したアンケート、ここには保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい。このように回答を寄せている父兄、父母が65パーセントなんですね。やはり保育園における給食というのは保育の一環でありますから、保育の無償化という点で保護者に負担を求めるべきではないというふうに思います。

保育のさらなる充実、あるいは子育て支援の拡充の立場から、市独自に保育所などの給食費の無償化をすべきじゃないかなというふうに思います。先ほどの答弁の中で、今期に関しましては6千800万円、これが軽減されていくということになりますので、こういった経費を活用して、今年度分については全ての保護者からこうした給食費を徴収することがないような、そういう取り組みをすべきではないかなというふうに思うわけなんですけども、そういった点で市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

実はこの無償化を実施するにあたりまして、市長会でも子どもの命を預かる自治体として市民に対する説明責任ができない。円滑な実施が困難であるということも話し合っております。今、丸山議員の提案されました給食費を含めたことにつきましても、今、いろいろ議論をしている最中でございます。

○丸山わき子君

もう既に全国では1都1道2府22県の104自治体が10月からの給食費の無償化、これを計画し予定しているところです。こういった動きは急速に広がっているわけですね。ぜひ、こういった無償化を徹底すること、それから本当に八街市は子どもがどんどんと減少している。そうした中での支援策の一環としてこうした取り組みを積極的に進めるべきではないかなというふうにも思います。そういった点で、今少し、こうした点での配慮が必要ではないかというふうに、私、申し述べておきたいと思います。

それから、議案第15号の一部改正の中で、54条中、連携施設に関する経過措置について特定地域型保育事業における基準緩和は連携施設の確保の経過措置を5年から10年に延ば

すという規制緩和がこの条例の中でもされていますけども、本当にその必要性があるのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

地域型保育事業の認可を行う際は連携施設を必要としており、その内容については（１）として、業務に関する相談や支援、行事への参加等で集団保育の提供、（２）として、代替保育の提供、（３）として、卒園後保護者の希望による卒園児の受け入れの３つの要件が基本、必要となります。

今回の改正は、このうち一番確保の難しい（２）代替保育の提供に対する改正が主であり、今までは認定こども園や幼稚園保育所のみが連携施設として設定されていましたが、今回の改正によりまして小規模保育事業所も要件を満たした場合連携施設として追加となったものでございます。また、連携施設の規定については平成２７年に現在の制度が制定された当時から５年間延長措置がなされておりますが、この３要件を満たしている施設は平成３０年度で４６パーセントとの統計が出ていることから、今回、さらに５年間延長するものであります。

○丸山わき子君

もともと小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業というのは施設基準や、また、保育士の配置基準が大変低い、そういうことが認められている、それが現状であるというふうにするわけなんですけども、そういった点では、安全や保育の質が担保されていない。この間も私、議会で取り上げましたけども、民間施設ほど乳幼児の死亡事故が多いんだということも申し上げてきましたけれども、やはりそういった点で本当に認可保育所と同じような体制が取れない中でこういう規制緩和をしていくというのは大変問題であると。本当に保育の質をどんどんと落としていってしまうのではないかと、そういう心配があるわけで、とってこの規制緩和というのは簡単に認めるわけにはいかないと私は思います。

それから、議案第１６号の保育料についてなんですけども、これはその保育料の無償化対象人数ですね。また、対象にならない人数、それぞれどのくらいあるのかお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

無償化の対象者数は、市全体で８８５人です。

対象とならない方は全部で２３６名でございます。

○丸山わき子君

このように対象にならないというご家庭も出てくる。大変、不公平な無償化の政策であるというふうに思います。

特に一番大変なゼロ歳から２歳、非課税世帯以外の世帯では対象外になってくるということで、そういう点では、このゼロ歳から２歳というのは、大変な時期を迎えている世帯に対しても大して無償化はしないよという内容なわけですね。私そういう意味では、大変無責任な無償化の内容であるというふうに思います。

そういった点では、国に全ての世帯が保育料も無償化、そして副食費代も無償化、そういった全面的な制度となるように、これは積極的に自治体が国に問いかけていく、要求していくことが今は本当に求められているというふうに思います。本当に市民の中に無償化ですって言いながらも無償化でない世帯を残していくというのはあってはならない。このことを強く申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○市民部長（和田文夫君）

丸山議員さんからのご質問で副食費の対象者、こちらの方、人数、直近のデータ、9月1日現在の最新情報で言いますと、320人になります。

○丸山わき子君

わかりました。

○議長（鈴木広美君）

よろしいですか。

○丸山わき子君

はい。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増 藤江君

それでは、議案第4号から質問させていただきます。

丸山議員が述べましたとおり、これは消費税の増税分で保育の無償化をしていくという、そういう内容でございます。もちろん、この消費税は所得が低い人ほど負担が重い、本当に不公平な税制です。そういう中で、先ほども質問の中で市の負担も増えていくと。今年度はないけれど、市の負担もこれから増えていくということでは、市の財政にも大きな影響があります。

それで、まず、大分、丸山議員がお聞きしたんですけれど、私は滞納問題について主にお聞きしたいと思います。この副食費の滞納についてはどのぐらいあるとみておられるのかお伺いします。

○議長（鈴木広美君）

議案に対する質疑の内容というところがよく理解できないのですが、質問内容を明確にお願いいたします。

○京増 藤江君

これは子育てへのための施設利用給付事業で、そして子どもたちの無償化、授業料は無償化になりますけれど、保育料は発生しますよね。保育料は無償化、そして給食費が発生するというのでね、それで滞納問題については給食費の滞納についてはどのような見通しを持っておられるのかお伺いしたいと思います。

○市民部長（和田文夫君）

収納率というか、そういったこと、今ちょっと資料等も持ち合わせてございませんが、なる

べく皆さんから払っていただけるように、その家庭の事情をよく聞き取りまして、その家庭の実務に即した納付相談等を実施し、未納のないようにお願いしていきたいと考えています。

○京増 藤江君

この4千500円という月額給食費は、小学生の、小学校の給食費と同じような額だと思うんですね。それで、小学校でも給食費の滞納が問題になっておりますので、360万円という収入の方たちがこれから給食費徴収されるわけですから、滞納というのは生じるんじゃないかと思われま。

滞納された場合はいろいろと対応するとおっしゃるんですけど、しかし、小学校でもそれはいろいろとやっておられるわけですよ。今までも。だけれど、その滞納せざるを得ないという世帯があるわけですから、その点について幾ら丁寧な対応をするといってもやはりそれは解決できないんじゃないかと思うんです。その場合はどのようにされますか。

○市民部長（和田文夫君）

年収360万円ぐらいの方については、副食費も免除となりますので、それより所得の収入のある方の滞納については、先ほどお答えしましたとおり親切丁寧な対応を努めてまいりたいと考えております。

○京増 藤江君

年収360万円以上の方は払うわけですから、その年収が360万円っていったら、子どもが例えば多かったりするとそんなに多い年収ではないと思うんですよ。

そうするとやはり滞納は生じる可能性がありますので、その点については児童手当で対応するようなこともいろいろとあるようですけど、しかし、その子どもたちのための手当である児童手当、本当に家庭生活の中で子どもの必要に応じず使える、そういうふうにしていただきたいと思ひます。

次に、議案第15号についてお伺ひします。

まず、付議案12ページなんですけど、この(3) 食事の提供に要する費用についてご説明願ひます。

○市民部長（和田文夫君）

(3) についてでございますが、こちらは副食費についての規定であり、括弧書きにおいて次に掲げるものを除くとなっております。こちらの(ア) 及び(イ) については、年収360万円未満の保護者からの副食費を免除するという規定を設けているものでございます。

○京増 藤江君

年収360万円未満の世帯は給食費が無料となると、そういう説明がありました。

これは、給食費を払う家庭が、先ほども申しましたけれど、滞納せざるを得ないときには本当にどうするのかというところで、私は説明を受けたんですけど。

次に、16ページなんですけれど、真ん中辺ですね。2項なんですけれど。

市長は特定地域型保育事業所による代替保育の提供による連携施設の確保が著しく困難であると認める場合には、この2号の規定を適用しないということではしております。そして、こ

の連携協力を行うものの、業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていることなど、こういうことが書いてあるんですけど、この代替保育の連携施設、この確保が著しく困難、このことについても先ほど丸山議員から質問がありましたけれど、この、私がこれで一番心配しますのは、2歳、3歳未満のお子さんたちがここを卒園するときに、地域型保育所を卒業するときに、その後の保育がきちんと保障されるのかどうか、そのことが大変心配ですが、この点についてのお考えをお聞きます。

○市民部長（和田文夫君）

先ほど丸山議員さんにもお答えしたんですが、今回の改正はこの連携施設関連の中で一番難しい代替保育の提供に対する改正でございます、今までは認定こども園や幼稚園、保育所のみが連携施設として設定されておりましたが、今回の改正により小規模保育事業所も要件を満たした場合、連携施設として加わった、追加となったものでございます。

また、小規模保育事業、こちらの方を卒園した場合におきましても保育園の入所等におきましては、加算をするようになっておりますので、ある一定の配慮はできるものと考えております。

○京増 藤江君

ということは、この小規模保育所、2歳まで、それで3歳になったときに新たにきちんと保育ができる、そういう保証があるというふうに受け取っていいんでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

そちらの方につきましては優先的に保育所に入れるような措置をしております。

○京増 藤江君

これから働く方が増えて、そして今まで言ってきた一般的な認可保育所、それが増設されない限りは小規模保育所が増えるかと思うんですけど、八街市の場合には、やはりそういうふうに小規模保育所の定員を増やしてきているんですけど、それでも当面はそこを卒業した時にはちゃんと保証される、それがきちんとできなければ働き続けられないわけですね。そういう市の方がそのように努めますというようなことでは、保護者の期待には応えられないと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

議員がおっしゃられたとおり、小規模保育事業は2歳児までの施設でございます。

3歳児時点で移行先の定員状況等を念頭に置きながら整備を進めているところでございます。

○京増 藤江君

市の方はそういつておられるんですけど、恐らく保護者の方はこれから卒業した後に働き続けることができるかと、そういうことは常に心配をしなきゃいけない、そういう状況に追い込んではいけないと、それを解決するには本当に従来の認可保育所の増設しかないんじゃないかと、私は考えます。

次に、20ページについてなんですが、真ん中よりちょっと下の方にあるんですが、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未

満保育認定の子どもが優先的に利用できるようにというのが、今までのこの号の文言でした。しかし、これを今度は抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針に基づく選考、その他公正な方法により、そういうふうにかえていくとしております。この文言にした場合に、保育の必要性が高い子どもたちが外される場合があるのではないか。この点についてお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

この条文につきましては、もともと地域型保育事業所は、3歳未満の子どもが対象となった施設であります。特別な事情や緊急性がある場合などは3歳以上の子どもも受け入れられることとなっております。そのようなときに特別な事情や緊急性が高い幼稚園児と3歳未満の子どもが同時に申し込み等を行った場合、その前段として第39条第1項において利用定員の総数を超える場合において、教育保育給付認定に基づき保育の必要性の程度及び家族状況を勘案し保育を受ける必要が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先に利用できるよう先行するとの規定があるため、3歳未満の子どもが幼稚園児より優先されてしまうため、そのような場合は、この条文に基づき決定することとなりますので、入所件検討の決定方法がかわったわけではございません。

○京増 藤江君

そういう理由でこれからは緊急性が高いと、そういう子たちも入れなくなる可能性が出てくると、本当に子どもを預けたい方たちは、もう切羽詰まっている、そういう状況の中でやはりどの子も受け入れていくというような、そういう施策がどうしても求められているんだなということがこの文言を変えることからわかります。やはり地域の、民間の、例えば株式会社の方たちも一生懸命やっていらっしゃると思うんですけど、やはり子どもたちの保育をきちんと保証していくという点では、きちんと市が責任を持っていくと。それが必要ではないかと思えます。

次に、議案第16号なんですけれど、この3歳以上の子どもたちの教育・保育を無料にしていくという、そういうせっかくの議案なんですけれど、しかし先ほどの丸山議員の質疑にもありましたように無償化にならない、そういう子どもたちがいる。本当にこれは残念です。

やはり、このことについても子どもたちがどの子も平等に育っていくというためには、やはり国の施策としてきちんと無料化を進めていかなきゃいけない。そんなふうに思います。

まして、今回の場合は消費税の増税分をここに充てていくというわけですから、やはりそこにはいろいろな財源の縛りも生じると思うんですけど、きちんと国の政策としてやってほしいと思います。そのことについても、市長からもこういう不公平なことがないようなそういう提案をしっかりとしていただくよう求めまして、私の質疑を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、議案第15号及び議案第16号の討論通告受付のためしばらく休憩をいたしますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午後2時35分)

(再開 午後2時47分)

○議長（鈴木広美君）

これから討論を行います

議案第4号、議案第15号、議案第16号に対し、京増藤江議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

最初に、京増藤江議員の議案第4号、議案第15号、議案第16号、反対討論を許します。

○京増 藤江君

それでは、議案第4号、令和元年度八街市一般会計補正予算に対する反対討論をいたします。

子育てのための施設等利用給付事業費は、幼児教育費、幼児教育無償化に伴う事業費です。幼児教育・保育の無償化については子育て世代の強い願望があります。しかし、保育の無償化に伴う副食費の実費徴収は月4千500円です。小学校の給食費と同じくらいの額であり学校給食費が払えない世帯が苦しんでおります。同様の事態が幼児教育でも起こりかねません。年収が360万円以上の方がこの実費徴収がされますけれど、滞納者については丁寧な対応をされるということなんですけれど、この無償化というわけですから本当に360万円以上、所得に関係なく無償化を求めます。

今回の無償化は、消費税率の引き上げ分を財源にするものです。逆進性が強い消費税を引き上げるとは子育て世帯の生活を直撃します。現在の経済状況下で消費税率を引き上げるとは日本経済に致命的な影響を与えると専門家が警告している中、増税分によって実施する子育てのための施設等利用給付事業費には反対をしたいと思います。

また、この反対の理由には市の負担が増えるということも含め、反対をいたします。

次に、議案第15号、八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をいたします。

幼児教育・保育の無償化の実施による副食費の取り扱いについての変更です。現在の副食費は保育料に含まれているため、無料で施設を利用していた世帯、新たに世帯に対し、新たに副食費4千500円が発生するのは問題です。年収360万円以上の方は、市立保育園、市立の施設で6園308名が給食費を新たに払うことになるという答弁が先ほどありました。子たちの保育の平等性からいってもこの給食費の支払いは無料にすることが求められていると思います。また、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満、保育認定の子どもが優先的に利用できるようにと文言に今まであるんですけど、これを抽選や申し込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考、その他の公正な方法により変えるとあります。文言を変えることによって保

育を受ける必要性が高い子どもたちが入所できなくなる可能性があります。こんなことがあってはなりません。多くの希望者が多くの保護者が希望しているのは、ゼロ歳から就学まで一貫して保育できる従来の認可保育所です。また、特定地域型保育事業所の連携施設に関する新たな規制緩和がされようとしています。子どもたちの発達成長を保障できるのか、また、保護者の安心を得られるのか、大変疑問です。この点からも従来の認可保育所の増設を求め、反対をいたします。

次に、議案第16号、八街市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

保育所や認定保育園、私立幼稚園の3歳以上の子どもたちの利用者負担をゼロ円とする内容です。

利用者負担、無料化は保護者にとっては大変待たれている施策です。しかし、全ての子どもたちが無料化になるわけではなく、無償化の対象にならない子どもが236人という答弁が先ほどありました。子どもたちが安心して、保育所での、また施設での生活ができるよう保証することが大切です。子どもたちの保育の平等性を求め、議案第16号に反対をいたします。

○議長（鈴木広美君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。採決の順番を変更し分割して行います。順番は、最初に議案第15号、次に議案第16号、次に議案第4号を採決いたします。

最初に、議案第15号、八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、八街市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和元年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9、休会の件を議題といたします。

明日10月1日から8日までの8日間は議案調査及び休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

明日10月1日から8日までの8日間は休会することに決定をいたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了いたします。

10月9日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。10月10日に議案に対する質疑を予定しておりますので、質疑のある方は10月3日午後1時までに通告書を提出するようお願いいたします。

この後、広聴広報特別委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午後2時58分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙
4. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
5. 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙
6. 特別委員会の設置の件
7. 特別委員会の閉会中継続調査の件
8. 議案の上程
議案第1号から議案第17号
提案理由の説明
議案第17号
質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決
議案第4号、議案第15号、議案第16号
質疑、委員会付託省略、討論、採決
9. 休会の件

.....
議案第1号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 令和元年度八街市一般会計補正予算について

議案第5号 令和元年度八街市一般会計補正予算について

議案第6号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第7号 令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第8号 令和元年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第9号 平成30年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 平成30年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 平成30年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号 平成30年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第15号 八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 八街市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 監査委員の選任について